

周防大島町の住民・事業者の皆さんへ (エルナ・オルデンドルフ号の事故に関するお知らせ)

管 理 人 弁 護 士 石口俊一
管理人代理 弁 護 士 兒玉浩生

エルナ・オルデンドルフ号の大島大橋衝突に伴う船舶所有者等責任制限手続事件について、広島地方裁判所に選任された手続の管理人から、手続についてご説明します。以下の説明とともに、参加を希望される方にお渡ししている裁判所からのお知らせ文書と参加届出書の用紙を添付しますので、ごらんください。

1. 責任制限手続の「管理人」はどのような立場の者か？

「管理人」は、この責任制限手続を、中立的な第三者の立場で行う、裁判所から選任された弁護士です。参加届出書の届出を受けた制限債権の調査を行い、債権の額について認否し、債権の額が確定した後に配当の手続をします。管理人の費用は、裁判所が決定し、船会社が最終的に負担します。

2. この事故は無謀操船であり、責任制限手続が適用されないのではないか？

この責任制限手続の開始に納得しない債権者が、即時抗告(異議)を申し立てると、通常は広島高等裁判所でその点について判断されることとなります。即時抗告が申し立てられた場合であっても、責任制限手続開始決定が取り消されない限り、管理人は、責任制限手続が進むことを前提として動きます。

3. 責任制限額を増やすことはできないのか？

船主責任制限法によって責任制限額が決まっており、これを増やす手続はありません。

4. 参加届出書の書き方は？

裁判所や管理人は、参加届出書の書き方をアドバイスすることはできません。個別の相談にも応じることはできません。必要があれば、弁護士などの専門家にご相談ください。

5. 参加届出書の送付先は？

郵送または持参で、広島地方裁判所民事第4部に提出してください。送付先、必要な資料や通数については、添付の裁判所からの注意事項をお読みください。

管理人、船会社、町役場等に送付されても受け付けられません。

6. 参加届出書の送付の期限は？

広島地方裁判所民事第4部まで、2019年6月14日(金)必着です。

郵便の送り先は、添付の裁判所からの注意事項をお読みください。

7. 参加届出書は普通郵便で送ってもよいのか？

普通郵便での送付でも、広島地方裁判所民事第4部に届けば問題ありません。

8. 参加届出書のコピー・郵送費を請求することができないか？

コピー、郵送の費用は請求できません。

9. 参加届出書2通のうち1通は押印済みのもののコピーでもよいか？

参加届出書は裁判所用と管理人用の2通に押印をして、裁判所に提出してください。なお、コピーしたものにあらためて押印をして提出されても結構です。その他の添付資料については、添付の裁判所からの注意事項をごらんください。

10. 参加届出書の提出をすれば配当を受けられるのか？

当然に配当を受けられるとは限りません。

届出された証拠書類の内容、算定方法等を管理人が調査して判断します。

11. どの程度の配当率が見込まれるのか？

現時点で予想することはできません。

12. 自分の加入している保険によって補償を受けた部分は請求できないのか？

二重の請求はできません。

13. 制限債権の参加届出書は世帯ごとに作成してもよいか？

各個人による制限債権の届出が必要です。個人ごとに参加届出書を作成してください。世帯や近所でまとめて請求することはできません。

14. 調査にはどの程度の期間がかかるのか？

最初の調査期日は、2019年7月17日(水)午後1時30分から広島弁護士会館で開催される予定ですが、この日に調査が終わることは考えられず、その後も調査が続くことになります。届出の債権者の人数が多いほど、調査には時間がかかります。現時点では、調査に必要な期間の予測はつきません。

15. 対象になる損害はどのようなものか？

「物の損害」のみです。これは、「人の生命又は身体が害されることによる損害」以外の損害を意味します。

ある損害が「物の損害」に当たるかどうかや、その損害を届け出た場合にこの手続内で損害として認められる見込みがあるかどうかは、必要があれば弁護士などの専門家にご相談ください。

裁判所及び管理人が相談に応ずることはできません。

16. 対象外の損害を船会社に請求することができるか？

対象外の「人の生命又は身体が害されることによる損害に基づく債権」については、責任制限手続き外で請求することは可能ですが、賠償がされるか否かについては、裁判所及び管理人からは回答することはできません。

弁護士などの専門家にお尋ねください。

以上

裁判所からのお知らせ文書と参加届出書の用紙を次のページからつづっています

平成31年（船）第1号 船舶所有者等責任制限事件

平成31年2月15日

お 知 ら せ

制限債権者 各位

広島地方裁判所民事第4部

当裁判所は、頭書事件について、平成31年2月15日午後5時、平成30年10月22日未明に発生した船舶と大島大橋の衝突事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始しましたので、お知らせします。

1 管理人

広島市中区八丁堀4番24号キュラーズ女学院前ビル5階

弁護士 石口 俊一（電話番号082-222-0072）

2 供託委託契約に係る一定の金銭の総額

24億5501万9244円

3 制限債権の届出期間 平成31年6月14日まで

4 制限債権の調査期日 平成31年7月17日午後1時30分

場所 広島市中区上八丁堀2番73号 広島弁護士会館3階ホール

5 注意事項

会場である弁護士会館の駐車場は利用できません。近くにある広島地方裁判所の駐車場は利用できますが、駐車台数に限りがあります。万が一裁判所の駐車場が満車の場合は、民間のコインパーキング等をご利用いただくこととなりますので、当日は、できるだけ、公共交通機関をご利用くださるようお願いいたします。

以 上

初めにお読みください

今般、同封しました通知記載の申立人に対して責任制限手続が開始され、制限債権調査期日が開催されます。

- 1 同封の通知記載の事故によって損害を受けられた方を「制限債権者」と言います。
- 2 責任制限手続開始決定が確定しますと、管理人が、届け出られた制限債権の存否を調査して、制限債権調査期日にその結果を報告します。最終的には、制限債権の調査等の手続により認められた制限債権者に対し、通知の「供託命令に基づく供託委託契約に係る一定の金銭の総額」に記載された金員を分配することになります。
- 3 制限債権者は、通知記載の届出期間内に自己の制限債権を届け出なければ責任制限手続内で分配を受けることができませんので、同封した参加届出書（コピーした用紙の使用も可）によって参加届出をしてください。参加届出書の作成にあたっては、「参加届出についての注意事項」をよく読みください。なお、本件では「物の損害に関する債権」（人の生命又は身体が害されることによる損害に基づく債権以外の債権）のみを対象としています。
 - ※ 制限債権者に代わって代理人が参加届出をするときは、「制限債権の届出に関する事項」についての代理権限を証明する書面（委任状等）を添付してください。委任状等が添付されない届出は、無効となることがありますので注意してください。
- 4 届出をした制限債権者は制限債権調査期日に出席することができますが、出席の義務はなく、出席しなかったことで不利益を受けることはありません。
 - ※ 制限債権調査期日に代理人が出席される場合は、「債権調査期日における意見の陳述」についての代理権限を証明する書面（委任状等）が必要です（参加届出書を作成した代理人が出席される場合、参加届出書に添付する委任状の委任事項に「制限債権調査期日において意見を述べる件」も記載していただくと、改めて委任状を提出する必要がありません。）。委任状等を提出されない場合には、原則として会場に入ることができませんので注意してください。
- 5 裁判所に提出する書類はA4版（A3版の書面は、袋綴じ又は右側を袖折りにして、A4版サイズに揃えて下さい。）を使用し、書面左側部分に3cm程度（最低2cm以上）の綴じ代（空白）を設けてください。

参加届出についての注意事項

第1 制限債権届出書の記載要領

1 住所・制限債権者名等

商号や代表者の資格は、商業登記簿記載のとおり正確に記載してください。

代理人の住所は、代理人の自宅でなく、送達場所となる勤務先（支店等）で結構です。

2 「制限債権の額」の欄

「制限債権の原因及び額の算定の基礎」欄の「算定の基礎」に掲げた各項目の合計金額を記載してください。

3 「制限債権の原因及び額の算定の基礎」の欄

(1) 「債権の原因」の欄

同封の通知に表示された事故により、物の損害（人の生命又は身体が害されることによる損害以外のもの）として、どのような経緯でどのような損害が生じたかを記載してください。

(2) 「算定の基礎」の欄

損害の種類ごとに、その内容と金額を箇条書きにしてください。

制限債権が数種類あるときは、債権の種類ごとに参加届出書を作成していただいても結構です（その際は、参加届出書の用紙をコピーして使用してください。）。

4 届出書に書ききれない場合

各項目欄に書ききれないときは、該当欄の余白に「別紙記載のとおり」と記載し、A4サイズ（この書面と同じ大きさ）の紙に記載して参加届出書の後に綴り、参加届出書との間に1枚目の押印と同じ印鑑で契印（割印）してください。

第2 参加届出書の提出要領

1 提出先について

制限債権届出期間内に、2記載の書類を裁判所に提出（持参または郵送）してください。

制限債権届出期間内に届出をしないと不利益を受けることがあるので注意してください。郵便で提出される場合は、

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番43号

広島地方裁判所民事第4部

あてに送ってください。管理人事務所には送らないでください。

2 提出書類について

(1) 参加届出書2通（裁判所と管理人用）

(2) 証拠書類（損害の発生及びその額を裏付ける書類）の写し2通

(3) 代表者の資格証明書原本1通（法人の場合のみ）

商業登記登記事項証明書等で3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

(4) 委任状1通（代理人が届出する場合のみ）

「平成31年□第1号船舶所有者等責任制限事件について参加届出に関する件」を委任事項とする委任状1通を添付してください。

3 届出事項の変更について

参加届出後に、届出内容に変更があった場合は、裁判所にその旨を届け出てください。

広島地方裁判所民事第4部

参加届出書

事件番号 平成31年(船)第1号
 申立人 オルデンドルフ キャリアーズ ジーエムビー
 エイチ アンド コー ケイジー

届出年月日 平成 年 月 日 債権者捨印
 広島地方裁判所 御中

住所又は本店所在地(〒)
 制限債権者(氏名又は商号)
 同代表者氏名 債権者印
 同代理人住所(〒)
 氏名
 電話() 局 番、FAX() 局 番、(担当者)

制限債権の額 合計 金 円

制限債権の原因及び額の算定の基礎

債権の原因

算定の基礎

注
 1 上部の事件番号・申立人名を確認してください
 2 この届出書は左綴りです
 3 この届出書には証拠書類の写二通を添付して下さい